

女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務委託 仕様書

1 業務名

女性活躍交流促進事業（HiGO ROCKa Summit 2026）企画運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月12日（金）まで

3 業務の趣旨・目的

地域再生にとっての女性活躍の必要性、両輪としての男性の家庭・地域参画促進に係る意識高揚、意識改革を図るため、「HiGO ROCKa Summit 2026」（以下「ヒゴロッカサミット2026」という。）を実施する。

なお、ヒゴロッカサミット2026は、上記の目的を達成するため、「フォーラム」「アワード」を行うものとする。

また、若年層に向けた交流会として、「プレサミット」を同日に開催。熊本にいても活躍できるという意識高揚を図り、熊本で暮らし、働くことに対するポジティブイメージの定着を促進する。

4 委託する業務内容

（1）HiGO ROCKa Summit 2026 FORUM&AWARD 企画運営業務

① 実施時期及び実施方法

（ア）開催時期及び時間

令和8年（2026年）12月5日（土）13：30～15：30（予定）

（イ）開催場所：くまもと県民交流館パレア10階 パレアホール （熊本市中央区手取本町8-9）

（ウ）参加人数及び参加者：会場参加200名程度、配信50名程度

熊本県女性の社会参画加速化会議の参加団体等を含め、県内の様々な企業、団体等のリーダーやその構成員、働く女性や男性、主婦や学生など、様々な立場の女性や男性に、県内全域から参加していただくため、一般参加者の募集及び申込み受付を行うこと。なお、総数で250名程度の参加を想定しているが、配信での参加希望者が50名を超える場合は、この限りではない。

（エ）開催方法

- ・ 会場参加と配信を併用（ハイブリッド）すること。
- ・ 配信については、YouTube や Zoom 等を活用したウェビナー形式によるリアルタイム又はオンデマンドでの配信の方法を県に提案すること。
- ・ リアルタイム配信をする際は事前準備を徹底すること。また配信中のトラブル（回線が落ちる等）には、随時迅速に対応すること。

② イベントのテーマについて

（ア）イベント全体のテーマについて提案すること。

- ・ なお、男女を問わず幅広い層の参加につながるテーマを提案すること。
- (参考) 令和7年度(2025年度)

HiGO ROCKa Summit2025	
FORUM & AWARD	
テーマ	“熊本あるある”～日常にあふれる「もんだ主義」～

- (イ) 県の女性活躍推進事業の活動を象徴する『HiGO ROCKa』のロゴマーク(※)を「HiGO ROCKa ロゴマーク利用ガイドライン」(※)に沿ってイベントの様々な場面で積極的に活用すること。

※ロゴマーク



※「HiGO ROCKa ロゴマーク利用ガイドライン」は以下の URL を参照のこと。

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/157375.pdf>

- (ウ) 九州知事会PTの事業の一環として開催することとし、『九州ロゴマーク』(※)を「九州ロゴマーク使用ガイドライン」(※)に沿って募集チラシに掲載する等、イベントにおいて積極的に活用すること。

※九州ロゴマーク



※「九州ロゴマーク使用ガイドライン」は以下の URL を参照のこと。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/54057.pdf>

③ 実施内容

- (ア) 開会・オープニングセレモニー(5分程度):

- ・ オープニングセレモニーの内容を提案すること。
- ・ 例として、くまモン隊、県内学生等によるパフォーマンスなどを想定しているが、この限りではない。

- (イ) 主催者挨拶(5分程度)

- (ウ) HiGO ROCKa AWARD 2026(※)表彰式及び受賞者の紹介(20分程度)

- ・ 表彰状の授与者は主催者において調整する。

<※HiGO ROCKa AWARD 2026について>

●アワードの趣旨

- ・ 男女共同参画社会の実現に向けて様々な挑戦を続ける個人又は団体を知事が表彰する。

●開催方法

- ・ 受賞者取組紹介
- ・ 表彰状授与

●候補者の選定

- ・ 県で検討し、選定する。

- ・ 受賞者は最大6人を予定している。
- ・ 受賞者への受賞決定後の連絡やアワードの趣旨、スケジュールの説明等を行うこと。
- ・ 受賞者については、(1)④(イ)に記載する当日配布用パンフレットに掲載すること。なお、掲載に当たっては、受賞者へ掲載の意向を確認し、同意を得ること。
- ・ 表彰式（プロジェクター投影等による写真、取組概要を表示するとともに司会からアナウンスを行うなど）及びパンフレットで、受賞者の取組紹介を十分に行うこと。
- ・ 取組紹介の作成に当たっては、受賞者と連絡調整の上、県と協議を行うこと。
- ・ 受賞者の記念写真撮影を行うこと。また記念写真のデータは受賞者に提供すること。
- ・ 表彰状を作成すること。また、記念品として表彰状と記念写真（後日各受賞者に郵送）が入る仕様にした表彰状ケースを作成すること。なお、作成に係る費用は委託料から支払うこと。

(エ) HiGO ROCKa FORUM 2026（講演 45 分、トークセッション 45 分程度（予定））

フォーラムテーマ：少子高齢社会と家族の変化から考えるジェンダー平等

- ▶日本では少子高齢化が急速に進み、家族のあり方や働き方、ケアの担い手など、生活基盤の大きな変化を余儀なくされている。しかし、「家事は女性、仕事は男性」というライフスタイルが根強く残り、男性の家事負担が極端に少ないのが現状である。
- ▶そこで、家族社会学や計量社会学の観点で、少子高齢化及び地方の若年人口流出がもたらす課題から、男性の家事・育児等への参画や女性の社会参画の必要性など。これから熊本が選ばれるために進むべき道筋について考える。
- ・ フォーラムタイトル及びサブタイトルを提案し、県と協議しながら決定すること。
- ・ 講演登壇及びトークセッション登壇者は、県が選定する（大学研究者、木村知事、熊本県女性の社会参画加速化会議委員を想定）。
- ・ トークセッションには、登壇者とは別にコーディネーター役となる者を1人選定すること。
- ・ 登壇者及びコーディネーターと連絡調整を行い、フォーラムの内容、当日の流れを県と協議すること。
- ・ 登壇者及びコーディネーターへの謝金及び旅費の支払いは委託料から行うこと。なお、県で選定する登壇者への謝金、旅費等について質問がある場合は、県から個別に回答する。

(オ) 閉会（5 分程度）

④その他

- (ア) 多くの参加を促すため、InstagramなどのSNS又はその他のツールなどによる効果的なイベントの周知方法を提案すること。併せて、本イベントについ

て、男女問わず、より多くの方が開催を知り、参加できるよう参加者募集チラシを作成、印刷し、イベントの周知に努めること。

(イ) 当日配布用パンフレットの作成を行うこと。

(ウ) (ア) (イ) の参加者募集チラシ及び当日配布用パンフレットは、電子データでも納品すること。

(2) HiGO ROCKa プレサミット 2026 企画運営業務

①実施時期及び実施方法

(ア) 開催時期及び時間：

令和8年(2026年)12月5日(土) 10:30~12:00(予定)

(イ) 開催場所：くまもと県民交流館パレア9階 会議室1

(熊本市中央区手取本町8-9)

(ウ) 参加人数及び参加者：30~50名程度

これから社会に進出し、キャリア形成を目指す県内の大学生及び高校生

※高等学校には、県からイベント案内を周知する。

(エ) 開催方法：

対面方式で実施する。

②実施目的

様々な分野・業種のロールモデル(以下「パネリスト」という。)との意見交換【憧れる大人との出会い】と、県内各大学等の学生・生徒同士の交流【新たな仲間との出会い】を図ることで、【くまもとの魅力】を発信してもらい、熊本で進路を選択しても活躍できるという安心感やポジティブなイメージを醸成する。その上で、熊本でのキャリア形成やワークライフバランスへの不安の解消を目指し、熊本に住みたくなる意識高揚を図る。

③実施内容

(ア) 以下の時間配分で実施すること。

◆ オリエンテーション(5分程度)

◆ パネルトーク(45分程度)

パネリストからの自己紹介(現在の職業、簡単な業務について)の後、司会からパネリストに対し働き方、暮らし方について質問してもらい進める。

◆ 交流会(30分程度)

パネリストの人数に合わせて班編成をし、自己紹介、パネリストの話を聞いて思ったこと、感じたことに関して意見交換又はフリートークを実施。

◆ まとめ(10分程度)

(イ) IT事業や半導体事業に従事する方や、医療福祉関係者(医師、看護師、介護士等)、SNS関連事業に従事する方など、様々な分野で活躍する熊本在住の若年女性及び若年男性の中から、パネリストを5人程度提案すること。また、ファシリテーター役となる司会進行を1人選定すること。

(ウ) パネリスト、司会進行に対する謝金及び旅費を委託料から支払うこと。

④その他

- (ア) 参加者募集チラシを作成すること。
- (イ) 必要に応じて、当日配布資料を作成すること。
- (ウ) (ア) (イ) の参加者募集チラシ及び当日配布資料は、電子データでも納品すること。

(3) (1) 及び (2) のイベント全体を通じた調整・運営

- ① 受託者は、県と協議しながら企画立案を行うこと。なお、必要に応じ、県の打合せ又は会議に出席すること。
- ② イベント全体の進行スケジュールとシナリオ、マニュアル等を作成すること。
※作成した進行スケジュールとシナリオ、マニュアル等は県等と共有すること。
- ③ 原則、事前のリハーサルや会場準備を行うこと。
- ④ イベントスタッフボランティアを募集する際は、県内大学に在学中の学生等に周知を行うこと。
- ⑤ イベント当日の受付、参加者の案内、進行、記録、その他運営を行うこと。
- ⑥ イベントスタッフの教育を怠らず、事前にスタッフの配置等をしっかり把握しておくこと。
- ⑦ イベント中の写真及び記録映像撮影を行うこと。(内部記録及び広報誌等掲載用)
- ⑧ 参加者アンケートの作成、実施、集計を行うこと。
- ⑨ 会場の設営(必要機材の準備、展示物の飾りつけ等)や、撤収を行うこと。また、当日イベントの盛り上げに資する会場の装飾等のアイデアがあれば、県に提案すること。
- ⑩ 当日必要な機材等の調達を行い、その費用は委託料から支払うこと。
- ⑪ 会場予約及び会場費は、県が行い、負担するものとする。
- ⑫ 受託者は(1)(2)の内容に関して、質の向上等に資するものがあれば提案すること。

5 業務終了後の提出書類

受託者は、委託期間満了日までに、以下(1)～(4)を県に提出し、検査を受けること。

- (1) 業務完了報告書 1部
- (2) 以下の内容を含む実績報告書(フルカラー) 1部
 - ・業務の内容(実施期日、各プログラムの概要等)
 - ・業務の成果(具体的な数字、画像を盛り込むこと)
 - ・アンケート結果
 - ・業務に係る成果物(各種チラシ、パンフレット、写真、書下ろしの漫画データ等)
 - ・その他委託者が指示するもの。
- (3) 実績報告書の電子データ(容易に編集可能なもの)
- (4) 本イベントの記録映像を収めたDVD 2枚

6 委託料の支払い

委託料は、県において履行完了を確認した後、受託者の請求に基づき支払う。

7 留意事項

- (1) 受託者は、事業の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを十分行い、その助言及び指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務に関わる者の人事管理について一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本業務に関わる者に対し、安全衛生及びその他業務に必要な事項についての指導、教育を徹底する。
- (4) 受託者は、本業務において配置した全ての者に関して、県や関係者により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じる。
- (5) 受託者及び本業務に関わる者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本業務終了後も同様とする。
- (6) 本業務を通じて取り扱う個人情報については、別記「個人情報取扱特記事項」に基づき、適正に取り扱うこと。
- (7) 本業務の履行に当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他関係法令を遵守すること。
- (8) 本業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要を生じた経費は、受託者が負担する。
- (9) 受託者は、県の承諾なしに、契約により生ずる権利を第三者に譲渡し、又は義務を負わせてはならない。
- (10) 受託者は、委託者の承諾なしに、業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (11) イベントへの参加は原則無料とする。
- (12) 本業務に係る経費は、本仕様書において特別県が負担する又は無償とする旨の記載がある場合を除き、原則受託者の負担とする。
- (13) 本業務の遂行に当たっては、他の業務と明確に区分した経理処理等を行い、収支の内容を証する書類を装備して、会計帳簿とともに事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。
- (14) 本業務の実施における危機管理体制（緊急連絡網）については、本業務開始時に県へ報告する。
- (15) 本仕様書に定めるもののほか、疑義が生じた場合は、県と受託者の協議により決定する。

別記

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

（責任体制の整備）

第3 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る責任者（以下「個人情報保護責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「作業従事者」という。）を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、個人情報保護責任者又は作業従事者を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

3 乙は、定めた個人情報保護責任者又は作業従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

（保有の制限）

第5 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、甲の指示を受け又は事前の承諾を得た上で、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（安全管理措置）

第6 乙は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の安全管理のため、ＢＣＣ（ブラインド・カーボン・コピー）によるメール送付の徹底、複数の職員による確認やチェックリストの活用、適正なサイバーセキュリティ水準の確保等の措置その他必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定）

第7 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所を明確にし、あらかじめ書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写又は複製の禁止）

第9 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を、甲の指示又は事前の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（持出しの制限）

第10 乙は、甲の指示又は事前の承諾がある場合を除き、この契約による業務に関し取り扱う個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第11 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者（乙に子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。

（派遣労働者の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合は、当該派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第13 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙が保有した個人情報が記録された資料・電子媒体等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。また、乙が管理する機器等に記録された電子情報については、適正に消去・廃棄した旨の報告を書面で提出するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（作業従事者への周知）

第14 乙は、作業従事者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律

（平成１５年法律第５７号）第１７６条又は第１８０条の規定に該当した場合は罰則の適用があることを周知するものとする。

（指示・報告）

第 15 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は本特記事項の遵守状況等、必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

（実地調査）

第 16 甲は、必要があると認めるときは、乙における管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況について随時実地に調査することができる。

（事故発生時の対応）

第 17 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 甲は、第 1 項の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除及び損害賠償）

第 18 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。